

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 7 号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和 5 2 年四日市市条例第 3 1 号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(運動施設の管理)</u></p> <p><u>第 3 条 運動施設の管理は、法第 2 4 4 条の 2 第 3 項により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p><u>第 4 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次条に規定する使用許可、第 1 1 条に規定する使用許可の取消し、第 1 2 条に規定する特別の設備の設置許可その他使用許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第 7 条に規定する利用料金の徴収、第 8 条に規定する利用料金の減免、第 9 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務</u></p> <p><u>(3) 維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に定めるもののほか、運動施設の運営に関して市長が必要と認めた業務</u></p>

(使用の許可)

第3条 運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(使用料)

第5条 運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表第2から別表第4までに定める額とする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、別に定める基準に従い、

(使用の許可)

第5条 運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の使用を許可しない。

(1)から(3)まで (略)

(利用料金)

第7条 運動施設の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、別に市長が定め

使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 (略)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)から(3)まで (略)

(特別の設備)

第10条 使用者は、運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、運動施設の使用が終わったとき又は第9条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、使用

る基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第9条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 (略)

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)から(3)まで (略)

(特別の設備)

第12条 使用者は、運動施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、運動施設の使用が終わったとき又は第11条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに運動施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行

者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第12条 (略)

(免責)

第13条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。

(管理の代行等)

第14条 市長は、運動施設を管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に運動施設を管理しなければならない。

(1) 第3条に規定する使用許可、第9条に規定する使用許可の取消し、第10条に規定する特別の設備の設置許可その他使用許可に関する業務

(2) 第5条に規定する使用料の徴収、第6条に規定する使用料の減免、第7条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 (略)

(免責)

第15条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、運動施設の運営に関して市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条及び別表第2から別表第4までの規定の適用については、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長」とあるのは「別に市長が定める基準に従い、指定管理者」と、同条第2項中「別表第2から別表第4までに定める額」とあるのは「別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「別に定める基準に従い」とあるのは「別に市長が定める基準に従い」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条、第10条及び第11条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表第2中「専用使用料」とあるのは「専用利用料金の上限額」と、別表第3中「個人使用料（普通使用券）」とあるのは「個人利用料金の上限額（普通使用券）」と、別表第4中「回数使用券」とあるのは「回数使用券の上限額」と、

別表第2から別表第4までの備考中
「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

改正後

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
四日市市桜テニスコート(以下「桜テニスコート」という。)	<u>四日市市桜町6900番地</u>
(略)	

改正前

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
四日市市桜テニスコート(以下「桜テニスコート」という。)	<u>四日市市桜町6, 900番地</u>
(略)	

改正後

別表第2 (第5条関係)

専用使用料

名称	使用区分	時間区分				
		午前（午前 9時から 正午まで）	午後（午 後1時か ら午後4 時30分 まで）	夜間（午後 5時30 分から午 後9時ま で）	全日（午前 9時から 午後9時 まで）	
(略)						
霞ヶ浦第1 野球場	アマチ ュアス ポーツ	入場料 金の類 を徴し ない場 合	午前9時から <u>午後9時</u> まで（ただし、4月1日か ら10月31日までは午前6時から午後9時まで） 2時間につき <u>4,400円</u>			
		入場料 金の類 を徴す る場合	<u>17,600円</u>	（午後1 時から午 後5時ま で） <u>26,400円</u>	（午後5 時から午 後9時ま で） <u>35,200円</u>	（午前9 時から午 後9時ま で） <u>79,200円</u>
	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料 金の類 を徴し ない場 合	<u>39,600円</u>	（午後1 時から午 後5時ま で） <u>59,400円</u>	（午後5 時から午 後9時ま で） <u>79,200円</u>	（午前9 時から午 後9時ま で） <u>160,300円</u>
		入場料 金の類 を徴す る場合	午前9時から午後9時まで <u>220,000円</u>			
	室内練習場（1 面）	午前9時から <u>午後9時</u> まで （ただし、4月1日から10月31日までは午 前6時から午後9時まで）				

			1時間につき 220円			
(略)	アマチ ユアス ポーツ	(略)				
霞ヶ浦第3 野球場		入場料 金の類 を徴す る場合	(略)	(午後1 時から午 後5時ま で) 26, 4 00円	(午後5 時から午 後9時ま で) 35, 2 00円	(午前9 時から午 後9時ま で) 79, 2 00円
(略)		入場料 金の類 を徴し ない場 合	(略)	午前9時から午後9時まで 1レーン1時間につき 1,400円		
温水プール			(略)			
(略)			(略)			
(略)						
霞ヶ浦第1 野球場会議 室			(略)	(午後1 時から午 後5時ま で) 880円	(午後5 時から午 後9時ま で) 880円	(午前9 時から午 後9時ま で) 2,64 0円
(略)						
テニ スセ ンタ ー	(略)					
温水プール 多目的室			午前9時から午後9時まで 1時間につき360円			
設備器具及び備付物品	(略)					

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における使用料は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得

た額とする。

- 2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時までの時間とし、その使用料は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央フットボール場を使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。
- 5 楠体育館アリーナを半面使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。
- 6 三滝武道館の使用料は、柔道場又は剣道場それぞれの規定料金の額とし、当該柔道場又は剣道場を半面使用する場合の使用料は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 7 第1項及び第3項から前項までの場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第7条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用区分	時間区分			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
（略）					
霞ヶ浦第1野球場	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前9時から <u>午後5時</u> まで（ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで） 2時間につき <u>3,300円</u>		
		入場料	<u>13,2</u>	（午後1	（午後5

		金の類を徴する場合	<u>00円</u>	時から午後5時まで) <u>19,800円</u>	時から午後9時まで) <u>26,400円</u>	時から午後9時まで) <u>53,460円</u>
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	<u>29,700円</u>	(午後1時から午後5時まで) <u>44,550円</u>	(午後5時から午後9時まで) <u>59,400円</u>	(午前9時から午後9時まで) <u>120,230円</u>
		入場料金の類を徴する場合	午前9時から午後9時まで <u>165,000円</u>			
		室内練習場(1面)	午前9時から <u>午後5時</u> まで (ただし、4月1日から10月31日までは午前6時から午後9時まで) 1時間につき 220円			
(略)	アマチュアスポーツ	(略)	(略)			
霞ヶ浦第3野球場		入場料金の類を徴する場合	(略)	26,400円	35,200円	79,200円
(略)		入場料金の類を徴しない場合	(略)			
温水プール		入場料金の類を徴しない場合	午前9時から <u>正午</u> まで 1時間につき <u>7,920円</u>			
(略)		(略)	(略)			
(略)	(略)					
霞ヶ浦第1			(略)	<u>990円</u>	<u>1,430円</u>	<u>2,420円</u>

野球場会議室					0円	0円
(略)						
テニ スセ ンタ ー	(略)					
設備器具及び備付物品			(略)			

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における利用料金の上限額は、直近の時間区分(全日を除く。)の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時までの時間とし、その利用料金の上限額は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央フットボール場を使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- 5 楠体育館アリーナを半面使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- 6 三滝武道館の利用料金の上限額は、柔道場又は剣道場それぞれの規定料金の額とし、当該柔道場又は剣道場を半面使用する場合の利用料金の上限額は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 7 前4項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第3 (第5条関係)

個人使用料 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	

(略)			(略)
温水プール	午前9時から	550円	280円
	午後9時まで		
(略)			

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- (略)

改正前

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
(略)				(略)
温水プール	午後1時から	440円	120円	
	午後8時まで			
(略)				

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- (略)

改正後

別表第4 (第5条関係)

回数使用券

種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	

温水プール回数 使用券 (6枚つづり) 有効期間 6箇 月	<u>2,750円</u>	<u>1,400円</u>	
(略)			

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 (略)

改正前

別表第4 (第7条関係)

回数使用券の上限額

種別	使用区分		備考
	一般	中学生以下	
温水プール回数 使用券 (6枚つづり) 有効期間 6箇 月	<u>2,200円</u>	<u>600円</u>	
(略)			

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第2から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市運動施設の使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部スポーツ課)